

2020-2022年度 JICA北海道（帯広）車両運行管理業務（公告/公示日：2019年11月25日）について、質問と回答は以下の通りです。

独立行政法人国際協力機構
北海道センター（帯広） 代表

通番	該当頁	該当項目	質問（原文のとおり）	回答
1	入札説明書 P8	9. (3)、イ.入札書	入札書に記載する金額について、総価とありますが、積算金額内訳書の3年分の合計金額でよろしいのでしょうか。	入札書へは、積算金額内訳書に基づき、3年分積算した金額をご記入ください。 参考資料：入札説明書（P26-27）第4 経費に係る留意点 2.入札書記載金額
2	入札説明書 P22	第3 2. (3) 業務従事者の経験・能力等	契約従事者の提案にて、車両運行管理責任者及び車両運行管理者の受注後、登録人員の変更は可能か？また変更の場合、違約対象となるか？	健康上の理由等、真にやむを得ない場合、かつ同等以上の人員との交代と認められる場合に限り、交代を認めることもあり得ます。状況によって、違約対象となり得ます。
3	業務仕様書 P5	3-3車両運行管理者に求められる要件	発注者が所有する車両2台を運転可能な運転免許を持つもので可能か？（本案件では中型免許（限定解除）の免許が必要）	車両2台とも運転可能な中型免許以上が必要です。
4	業務仕様書 P6	4. 委託業務内容	6 車検・定期整備点検にて発注者での指定工場設定はあるか？ 8 代車・レンタカーに関する業務とは具体的にどのような業務か？ 9 燃料等の給油購入についてガソリン軽油以外の燃料はあるか？ 10 郵便物、物品などの定期集配とは具体的にどのような業務か？	・指定はありません。納入ディーラー（または同等の最寄ディーラー）に依頼することが多いです。 ・修理などで代車やレンタカーのレンタルが発生した場合などが考えられます。 ・保有している車両は、ガソリン、軽油を利用しているため、それ以外の購入は現時点では発生しない見込みです。 ・関係先に業務で届けるものなどを想定しています。
5	業務仕様書 P6	4. 委託業務内容	4. 委託業務内容にて仕様書に記載された業務以外の付帯業務実施はあるのか？	特に予定はしていません。 定めにある通り、双方の合意のもと、発生する場合があります。
6	業務仕様書 P6	4. 委託業務内容	委託業務内容（概要）の4および6について、4の法定点検費用は受注者側の負担でよろしいでしょうか。また、6の車検（定期点検整備含む）の整備費用についても同様ですが、通番の質問2と類似する内容ですので確認願います。	【仕様書の訂正をいたします。そちらもあわせてご覧ください。】 4. 管理車両の法定点検 受注者の負担とします。 6. 車検（定期点検整備を含む） 車検にかかる費用の内、法定費用（自賠責保険、重量税、印紙代）を発注者が負担します。その他は受注者の負担とします。 （但し、車検時の指摘事項の内、業務仕様書（P9）11. (2) の一覧表【項目（内容）】に記載ある項目について、交換などが必要な場合、その交換費用は原則発注者の負担とします。また、必要事項は適宜両者間で協議といたします。）
7	業務仕様書 P7	6. 人員配置・業務場所	(1)車両運行管理者の代行者についても両台の運転可能な運転免許が必要か？	同等が望ましいですが、強制ではありません。
8	業務仕様書 P8	10. 管理車両	・管理車両にドライブレコーダーは設置されているか？	設置されています。
9	業務仕様書 P9	11. 管理車両の警備・修理・日常点検など	11の(2)の「その他、以下の費用は発注者側が負担する」の①に、車検にかかる費用とありますが、車検にかかる費用は発注者側の負担でよろしいでしょうか。	【仕様書の訂正をいたします。そちらもあわせてご覧ください。】 車検にかかる費用の内、法定費用（自賠責保険、重量税、印紙代）を発注者が負担します。その他は受注者の負担とします。 （但し、車検時の指摘事項の内、業務仕様書（P9）11. (2) の一覧表【項目（内容）】に記載ある項目について、交換などが必要な場合、その交換費用は原則発注者の負担とします。また、必要事項は適宜両者間で協議といたします。）
10	業務仕様書 P10	11. (3) 日常点検、整備、清掃及び修理	・タイヤ購入は受注者負担仕様のため、指定サイズ等があれば通知してほしい ・予測不能な交通事故に対する修理費用（飛び石、動物の飛び出し等）は受注者負担か？ ・※2 既存の物品から補充・交換する場合の物品は、業務開始時点で既に用意されているのか？受注者で用意する際、例に記載ある物を全て用意しなければならないのか？ ・※3 車両を整備したときに記録する車両整備記録簿は道路運送車両法で定められた様式か？受注者独自の様式か？記入者は誰になるか？	・該当車両に指定されたサイズです。 ・受注者負担といたします。 ・基本的に受注者にて準備とするが、現契約者と引継ぎ時に確認を行い双方合意することで、物品の引継ぎを行えるものといたします。 ・法定で定められた点検整備の場合、様式・記入者は法律で定められた様式・者です。 ～以下、道路運送車両法（抜粋）～ （点検整備記録簿） 第四十九条 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について前条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 点検の年月日 二 点検の結果 三 整備の概要 四 整備を完了した年月日 五 その他国土交通省令で定める事項 2 自動車（第五十八条第一項の検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。）の使用者は、当該自動車について分解整備（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）をしたときは、遅滞なく、前項の点検整備記録簿に同項第三号から第五号までに掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前条第二項において準用する第四十七条の二第三項の規定による必要な整備として当該分解整備をしたとき及び第七十八条第四項の自動車分解整備事業者が当該分解整備を実施したときは、この限りでない。 3 点検整備記録簿の保存期間は、国土交通省令で定める。
11	業務仕様書 P10	12. 運行・記録簿	(2) 運行記録・書類の作成は発注者システムとあるがパソコンでの作成か？パソコンの場合、作成に使用するパソコンは受注者、発注者どちらで用意するか？	「運行記録・書類の作成は発注者システム」との記載はありません。 パソコンは、予約システムを利用できるものを2台貸与します。